

議案第50号

区議会提出議案に関する意見聴取  
(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和4年9月9日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

4世総第339号  
令和4年8月31日

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例  
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例  
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和4年第3回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和4年9月9日(金)

5 担当

総務部総務課総務係 久保 内線2064



議案第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 育児休業の取得要件の緩和その他の措置を講じるとともに、定年の引上げに係る地方公務員法の改正等に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合において第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、世田谷区規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として世田谷区規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、世田谷区規則で定める特別の事情がある場合にあつては第3号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第2条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期

間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

第7条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 第2条第3号に掲げる職員

第14条第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員を」を「ものを」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定及び次項の規定 令和4年10月1日

(2) 第2条の規定及び附則第3項の規定 令和5年4月1日

(経過措置)

2 前項第1号に定める日前に、第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第1項第5号の規定による申出をした職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「新法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、第2条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月世田谷区条例第1号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日</u>、第2条の4の規定に該当する場合にあっては<u>当該子が2歳</u>に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 省略</p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月世田谷区条例第1号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、<u>2歳</u>に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 省略</p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業を</u></p>



第 1 条による改正後	改正前
<p><u>(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>（非常勤職員に係る育児休業をすることができる期間の末日）</p> <p>第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育する</p>	<p><u>している非常勤職員に限る。）</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>（非常勤職員に係る育児休業をすることができる期間の末日）</p> <p>第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育する</p>

第1条による改正後	改正前
<p>ために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する<u>非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合において第3条第7号に掲げる事情に該当するときであつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、世田谷区規則で定める特別の事情がある場合であつてはウに掲げる場合に該当する場合）</u> 当該子の1歳6か月到達日</p>	<p>ために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する<u>ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当する</u>とき 当該子の1歳6か月到達日</p>

第1条による改正後	改正前
<p><u>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として世田谷区規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>	<p><u>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として世田谷区規則で定める場合に該当する場合</u></p>

第1条による改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する<u>非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、世田谷区規則で定める特別の事情がある場合にあっては第3号に掲げる場合に該当する場合)</u>とする。</p> <p><u>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として世田谷区規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する<u>ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p><u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として世田谷区規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基</u></p>

第 1 条による改正後	改正前
<p>( 再度の育児休業をすることができる特別の事情 )</p> <p>第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>( 1 ) ~ ( 4 ) 省略</p> <p>( 5 ) ・ ( 6 ) 省略</p> <p>( 7 ) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p><u>( 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間 )</u></p> <p>第 3 条の 2 <u>育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>	<p><u>準として条例で定める期間 )</u></p> <p>第 2 条の 5 <u>育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>( 再度の育児休業をすることができる特別の事情 )</p> <p>第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>( 1 ) ~ ( 4 ) 省略</p> <p>( 5 ) <u>育児休業 ( この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。 ) の終了後、3 月以上の期間を経過したこと ( 当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。 ) 。</u></p> <p>( 6 ) ・ ( 7 ) 省略</p> <p>( 8 ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 省略</u></p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p><u>(3) 第2条第3号に掲げる職員</u></p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続いて</u>勤務している職員</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。</u>)</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>)</p>

<p><u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>（1） 第 1 条の規定及び次項の規定 令和 4 年10月 1 日</u> <u>（2） 第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定 令和 5 年 4 月 1 日</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>前項第 1 号に定める日前に、第 1 条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による申出をした職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「新法」という。）第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定により採用された職員であって、新法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、第 2 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。</u></p>	
--	--

# 職員の定年引上げに関する改正の概要

## 法改正に伴う主な制度改正

職員の定年引上げに関する国家公務員法等及び地方公務員法の改正に伴い、世田谷区でも以下の内容について改正する。

### 1 定年の段階的引上げ

- 現行60歳の職員の定年を令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げる。

	現行	令和5～6年度	令和7～8年度	令和9～10年度	令和11～12年度	令和13～14年度
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
生年年度	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年

#### 引上げ期間中の任用例

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
昭和37年度生	60歳 常勤	61歳 暫定再任用 (フル・短)	62歳 暫定再任用 (フル・短)	63歳 暫定再任用 (フル・短)	64歳 暫定再任用 (フル・短)	65歳 暫定再任用 (フル・短)		
昭和39年度生	58歳 常勤	59歳 常勤	60歳 常勤	61歳 常勤 定年前再任短	62歳 常勤 定年前再任短	63歳 暫定再任用 (フル・短)	64歳 暫定再任用 (フル・短)	65歳 暫定再任用 (フル・短)

定年の段階的な引上げの開始 (R5.4.1～)

#### 本則での任用

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
昭和42年度生以降	60歳 常勤	61歳 常勤 定年前再任短	62歳 常勤 定年前再任短	63歳 常勤 定年前再任短	64歳 常勤 定年前再任短	65歳 常勤 定年前再任短

### 2 給与に関する措置

#### 給料月額に関する措置

- 60歳に達する年度の翌年度以降の常勤職員の給料月額は、その者に適用される給料表上の月額額の7割とする。
- ただし、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により管理職から降任した職員については、60歳に達する年度末時点の給料月額額の7割とする。

#### 退職手当に関する措置

- 60歳に達した日以後定年前に退職した者の退職手当の基本額は、定年退職と同様の支給率を適用する。
- 61歳に達する年度における給料月額額の7割措置を受けた職員について、これによる減額の影響を緩和するよう基本額の算定を行う。
- 役職定年制により管理職から降任した職員における職層に応じた調整額の算定については、「退職前20年間の算定」より「60歳前20年間の算定」が上回る場合は、後者を適用する。

【参考：退職手当の算出方法】

退職手当	基本額	「退職日の給料月額」×「退職事由・勤続年数に応じた支給率」により算出
	調整額	退職前20年間の職層に応じて算出

### 3 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- 管理職については、原則として60歳に達する年度末をもって役職定年となり、翌年度以降は課長補佐以下の職で任用する。
- ただし、職務遂行上の特別の事情がある場合には、例外措置を講ずることができる。

### 4 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳に達する年度の翌年度以降、本来定年となる年度までの間、本人の希望により常勤職員を退職のうえ、再任用短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。
- 任用、給与、勤務時間等に関しては、現行の再任用短時間勤務職員と同様とする。

### 5 暫定再任用制度の導入

- 定年の引上げにより、現行の再任用制度が廃止されるが、定年の段階的な引上げ期間中においては、定年の翌年度から65歳に達する年度までの間、暫定的に現行と同様の再任用制度を存置する。
- 任用、給与、勤務時間等に関しては、現行の再任用制度と同様とする。

### 6 情報提供・意思確認制度の新設

- 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳に達する年度の翌年度以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の勤務形態等に係る意思を確認するよう努める。